

愛知県障害者施策審議会運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、愛知県障害者施策審議会条例（昭和47年愛知県条例第6号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、愛知県障害者施策審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(審議会)

第2条 審議会の会議は、原則として公開とするものとする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合又は会議を公開とすることにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、審議会が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときはこの限りでない。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

3 会長は、施策実施にあたり緊急の必要性があり、審議会を招集したうえで委員から意見を聴取する時間的猶予がない場合、その他審議会を招集することができないやむを得ない事由のある場合には、議事内容及び関係資料を予め全委員に周知し、委員からの意見を集約し、同意見を反映した内容に対して書面による議決を採ることで、審議会の審議に代えることができる。書面議決の結果は遅滞なく全委員に書面にて通知する。

4 前項の場合において、条例第4条の規定を準用する。但し、「出席」は「署名」に読み替えるものとする。

5 審議会の会議については、会議録を作成し、会長が指名した2名の委員が、これに署名するものとする。なお、書面による議決の場合においても、会議録を作成するものとする。

6 会議録の保存年限は5年間とする。

7 審議会の事務は、福祉局福祉部障害福祉課において処理する。

(部会)

第3条 条例第6条第1項の規定により、審議会に、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するために必要な専門的事項について調査審議するため、愛知県障害者施策審議会専門部会（以下、「部会」という。）を置く。

2 部会は、部会長が招集する。

3 部会においては、部会長が議長となる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

5 部会の公開等については、前条の規定を準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成14年9月4日から施行する。

ただし、第2条第1項については、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。